

平成 15 年 9 月 3 日

企業会計基準委員会 御中

中央青山監査法人  
研究センター

「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（案）」に対するコメント

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 15 年 8 月 1 日付で公表されました「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（案）」について、意見を表明する機会をいただき感謝申し上げます。

当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 減損の兆候

継続してマイナスの場合（第 11 項(2)）

【意見】

「また、「継続してマイナスとなる見込み」とは、前期と当期以降の見込みが明らかにマイナスとなる場合を指すものと考えられる。」という文章は、本項の最初の 2 行との違いを明確にするために、新たな項目を(3)として設けるとともに、「前期と当期以降の見込み」の文言を、「前期と、当期及び来期の見込み」と修正してはどうか。

【理由】

同一項目の中に、2 つの異なる内容のものが存在するため、両者の位置付けが必ずしも明確にならず、読者の理解を妨げる可能性がある。また、「前期と当期以降の見込み」という表現よりも「前期と、当期及び来期の見込み」とする方がその内容を正確に理解させることができる。

市場価格の著しい下落の場合（第 14 項）

**【意見】**

「市場価格が著しく下落したこと」とは、市場価格が帳簿価額から少なくとも 50% 程度下落した場合が該当する」とあるが、この「少なくとも」という表現は削除するか又は改めるべきである。

**【理由】**

「少なくとも」という表現では、下落率が 50%以上でなければ減損テスト（減損損失の認識の判定）を行ってはならないという趣旨にも読める。

共用資産の減損の兆候（第 15 項）及び

共用資産の取扱い（第 45 項）

**【意見】**

共用資産の帳簿価額を各資産又は資産グループに配分する方法を採用した場合の取扱いが記述されているが、この「配分する方法を採用した場合」の位置付けが理解しにくい。第 45 項においては、合理的な配賦基準で配分することができる場合が記載されているが、これに関連して更に配分する方法を採用すべき一定の要件があるのか、あるいは採用するか否かはまったく企業の自由意思なのか等、その強制力やレベル感について記述すべきである。

なお、この点は第 16 項におけるのれんの減損の兆候においても同様である。

**【理由】**

第 45 項(1)において「合理的な配賦基準で配分することができる」場合として記述されている状況は、実務上は適正な原価計算制度を導入しているほとんどすべての企業に該当する状況である。実務の混乱を防ぐため、配分することができる場合には、配分する方法を採用すべきなのか否か等について補足して説明すべきである。

## 2. 将来キャッシュ・フロー

将来キャッシュ・フローの見積り期間（第 33 項）

**【意見】**

第 33 項における本文の記載となお書き以降の記載は、その記載内容が大幅に異なるため、なお書き以降は、第 33 項とは別の新たな項目を設けて記載してはどうか。

**【理 由】**

第 33 項本文は見積り期間の考え方について述べているが、同項なお書き以降は、回収可能価額の考え方について述べており、読者の理解を容易にするためには、別項とすることが適当と考える。

3．使用価値の算定に際して用いられる割引率

無リスクの割引率（第 42 項）

**【意 見】**

貨幣の時間価値だけを反映した無リスクの割引率として、国債の利回りだけが記載されているが、国債だけに限定することは適当ではない。

**【理 由】**

我が国における他の会計基準における取扱いとの整合性をとるべきである。

4．減損処理後の会計処理

残存価額（第 51 項）

**【意 見】**

第 126 項（結論の背景）で触れられている、残存価額は耐用年数到来時において予想される当該資産の正味売却価額となる旨の記載を、第 51 項においても記載すべきである。

**【理 由】**

減損処理後の減価償却計算において、残存価額の取扱いは重要な論点となるものである。重要な論点については、「結論の背景」ではなく、「適用指針」の本文に記載すべきである。

## 5. その他

ファイナンスリース取引について（第 55 項）

### 【意見】

第 55 項において、負債の部に計上することとされている「リース資産減損勘定」の会計上の性格・内容について、説明すべきである。本勘定は貸借対照表上重要な科目となる可能性が高いため、あわせて「等」についても補足して説明すべきである。

### 【理由】

まったく新しい勘定科目の設定であり、その名称からだけでは会計上の性格等について理解することができないため。

## 6. 実施時期等

早期適用（第 60 項）

### 【意見】

減損会計基準を早期に適用した企業において減損損失を計上する必要がなかった場合には、「追加情報」としてその旨を記載することを妨げないとされているが、原則的な取扱いである「正当な理由に基づく会計方針の変更」として取り扱うべきである。

### 【理由】

「正当な理由に基づく会計方針の変更」の取扱いが変更されており、現時点においては、原則的な取扱いによっても実務上障害はない。そのため、特例的な「追加情報」としての取扱いを認めるべきではなく、原則的な取扱いである「正当な理由に基づく会計方針の変更」として取り扱うべきである。

## 7. 資産のグルーピング

相互補完的な影響（第 64 項）

### 【意見】

また書きにおいて、稀なケースとして、「法規制によって企業に製品やサービスの供給義務があり、このため、販売価格の認可制や広い安全管理義務、拡張撤退が自由にて

きないような場合には、供給義務が課されている資産又は複数の資産から生ずるキャッシュ・イン・フローには相互補完的な影響があることに該当すると考えられる」とされているが、なぜこのような場合に相互補完的な影響があることに該当すると考えられるのか、理由を付すべきである。

**【理 由】**

本事例に理由を付すことによって、何をもって相互補完的な影響があると考えられるのかについての理解を深めることができるため。

**8. 減損処理後の会計処理**

期中における減損処理（第 125 項）

**【意 見】**

第 125 項における「したがって、中間期末や年度末のみならず、期中においても減損処理が行われる場合があり、……」の記載は削除すべきである。

**【理 由】**

期中においても減損処理を行うためには、明らかに減損の状況の判断を明確に行うことができる特殊な場合を除いて、会計期間のすべてにわたって継続的に減損の兆候の把握や減損損失の認識の判定等を行う必要があり、現実問題として実務上対応することは困難である。

以 上